

つがる西北五広域連合職員の青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例第6条の4の規定に基づく退職手当の調整額に関する規則第5条の規定に基づく職員の区分を定める規則

平成24年3月30日
規 則 第 9 号

(目的)

第1条 この規則は、青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例第6条の4の規定に基づく退職手当の調整額に関する規則(平成18年青森県市町村職員退職手当組合規則第4号)第5条の規定に基づき、つがる西北五広域連合職員の職員の区分を定めることを目的とする。

(職員の区分)

第2条 つがる西北五広域連合を退職した者は、その者の青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例(昭和46年青森県市町村職員退職手当組合条例第1号)第5条の2第2項に規定する基礎在職期間(以下「基礎在職期間」という。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する同表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表

職員区分	対象となる職員
第2号区分	(1) つがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程(平成24年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第18号。以下「条例施行規程」という。)別表第1に掲げる行政職給料表(一)(以下「行政職給料表(一)」という。)の職務の級の7級の職にあった者 (2) 条例施行規程別表第1に掲げる医療職給料表(一)(以下「医療職給料表(一)」という。)の職務の級4級の職にあった者
第3号区分	(1) 行政職給料表(一)の職務の級6級の職にあった者 (2) 医療職給料表(一)の職務の級3級の職にあった者 (3) 条例施行規程別表第1に掲げる医療職給料表(二)(以下「医療職給料表(二)」という。)の職務の級6級の職にあった者 (4) 条例施行規程別表第1に掲げる医療職給料表(三)(以下「医療職給料表(三)」という。)の職務の級6級の職にあった者
第4号区分	(1) 行政職給料表(一)の職務の級5級の職にあった者 (2) 医療職給料表(一)の職務の級2級の職にあった者のうち科長であったもの (3) 医療職給料表(二)の職務の級5級の職にあった者のうち、リ

	<p>ハビリテーション局長、診療画像情報局長、臨床検査局長、栄養管理局長、副薬剤局長、副リハビリテーション局長、副診療画像情報局長、副臨床検査局長及び副栄養管理局長並びに薬剤部長及び副薬剤部長並びに技師長及び副技師長であったもの</p> <p>(4) 医療職給料表(三)の職務の級5級の職にあった者のうち、医療安全管理局長、感染管理局長、副医療安全管理局長及び副感染管理局長並びに看護部長、副看護部長、看護師長及び看護主幹であったもの</p>
第5号区分	<p>(1) 行政職給料表(一)の職務の級4級の職にあった者</p> <p>(2) 医療職給料表(一)の職務の級2級の職にあった者のうち、科長以外であったもの</p> <p>(3) 医療職給料表(二)の職務の級4級の職にあった者のうち、主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任管理栄養士、主任栄養士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任柔道整復師、主任あん摩マッサージ指圧師、主任臨床工学技士、主任歯科衛生士及び主任歯科技工士であったもの並びに5級の職にあった者のうち、リハビリテーション局長、診療画像情報局長、臨床検査局長、栄養管理局長、副薬剤局長、副リハビリテーション局長、副診療画像情報局長、副臨床検査局長及び副栄養管理局長並びに薬剤部長及び副薬剤部長並びに技師長及び副技師長以外であったもの</p> <p>(4) 医療職給料表(三)の職務の級5級の職にあった者のうち、医療安全管理局長、感染管理局長、副医療安全管理局長及び副感染管理局長並びに看護部長、副看護部長、看護師長及び看護主幹以外であったもの</p>
第6号区分	<p>(1) 行政職給料表(一)の職務の級3級の職にあった者</p> <p>(2) 医療職給料表(一)の職務の級1級の職にあった者</p> <p>(3) 医療職給料表(二)の職務の級3級の職にあった者又は4級の職にあった者のうち、主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任管理栄養士、主任栄養士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任柔道整復師、主任あん摩マッサージ指圧師、主任臨床工学技士、主任歯科衛生士及び主任歯科技工士以外であったもの</p> <p>(4) 医療職給料表(三)の職務の級3級又は4級の職にあった者</p> <p>(5) 条例施行規程別表第1に掲げる行政職給料表(二)の職務の級4級又は5級の職にあった者</p>
第7号区分	第2号区分から第6号区分までのいずれにも属しないこととなる者